



自然と歴史に抱かれ、



新時代に輝く都市

をめざして



概要版

香川県 宇多津町



都市計画マスタープランとは

望ましい"町の将来像"を町民の皆さんと一緒に考えながら、町が策定する都市計画に関する基本的な方針です。

平成4（1992）年の都市計画法の改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）が制度化され、市町村ごとに策定することになりました。

「宇多津町都市計画マスタープラン」は、こうした法の理念を踏まえ、20年後の宇多津町の将来像を展望し定めることとし、目標年次を平成36（2024）年とし、町民の皆さんと一緒に考えながら、一番身近な自治体である町が定める都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。



都市計画マスタープランの位置づけと役割

位置づけ

町の「長期振興計画」や県の「都市計画区域マスタープラン」等と整合・調整を図りながら策定を進めました。



宇多津町の現状や課題を整理・把握して、「市町村の建設に関する基本構想=宇多津町長期振興計画」（平成16（2004）年4月）や「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針=中讃広域都市計画区域マスタープラン」（平成16（2004）年5月）（香川県）等の上位計画を踏まえ、「都市や地域の将来のあるべき姿や都市整備の基本的な方向性を示す」という役割を担います。

役割

宇多津町の都市づくりを推進していくにあたって、次の役割を担います。

実現すべき都市の将来像の明確化

様々な地域特性を踏まえ、町民の意見を反映させながら、将来の都市の姿や都市づくりの方針を「実現すべき都市の将来像」として明確にする。

各種都市計画の決定・変更の指針

土地利用や道路、上下水道、公園等の都市施設について都市計画決定や変更する際の方向性を示す。

個別の都市計画相互の整合

土地利用や都市施設等に係る個別の都市計画を、「宇多津町都市計画マスタープラン」に基づき、定めることで相互の整合を図る。

都市計画の必要性を町民に分かりやすく開示

町民に対し都市計画の位置づけや必要性を分かりやすく開示する。



都市計画マスタープランの策定の経緯

都市計画マスタープランの策定作業は、平成14年度に現況把握、町民アンケートを通じた意見収集を行ないました。

平成15年度は、学識経験者や、町内の各種団体の代表者等で構成される「宇多津町都市計画マスタープラン検討委員会」を設置し、様々なご意見・ご指導をいただきながら「素案」を作成し、その後、県との協議や「宇多津町都市計画審議会」への諮問を経て、策定の運びとなりました。



将来都市構造

「都市づくりの目標」を実現するため、概ね20年後の将来都市構造について、以下の三つの要素に区分し定めます。



都市の骨格

都市づくりの骨格(線)的要素である鉄道、道路、河川など

土地利用を進める上でのゾーン

都市づくりの面的要素である土地利用について、将来の土地利用目的に応じたゾーン区分

これからの都市づくりの中心を担う拠点地区

都市づくりの中心(点)的要素である拠点地区と、その機能



部門別方針

ここでは、先に示した「都市づくりの目標と基本方針」や「将来都市構造」をより具体化するため、都市計画の部門別に方針を整理します。

土地利用 秩序ある土地利用と地域経済の活性につながる土地利用誘導を進めます
段階的な市街地形成を進めます
自然環境との調和を図りながら、限られた土地資源の有効活用を図ります

道路・交通 公共交通の利便性向上を目指します
すべての人が移動しやすい交通施設のバリアフリー化を目指します

公園・緑地 潤いある海辺・水辺空間の創出を進めます
既成市街地での潤いある緑の創出を進めます
大きな緑と身近な緑のネットワークの形成を目指します
防災機能としての水と緑のネットワークづくりを進めます

都市環境 歴史・文化を誇りにおもいながら生活できる都市環境を目指します
身近な自然環境の恩恵を感じることが出来る都市環境を目指します
地球環境に思いやりある都市環境を目指します

都市防災 災害に強い都市づくりを目指します
防災活動基盤の形成・防災ネットワークの構築を目指します
身近な生活環境の安全性確保を目指します

都市景観 地域の個性を活かした都市景観を創出します
緑豊かな山地景観や田園景観を保全します
宇多津町らしさを演出する海辺景観の再生・創出を目指します
町民と行政が一体となって都市景観づくりを進めます

その他の都市施設の基本的方針 治水対策を推進し、だれもが親しめる河川空間を創出します
快適な生活環境としての上下水道整備を推進します
廃棄物の排出量の減量化に取り組みます

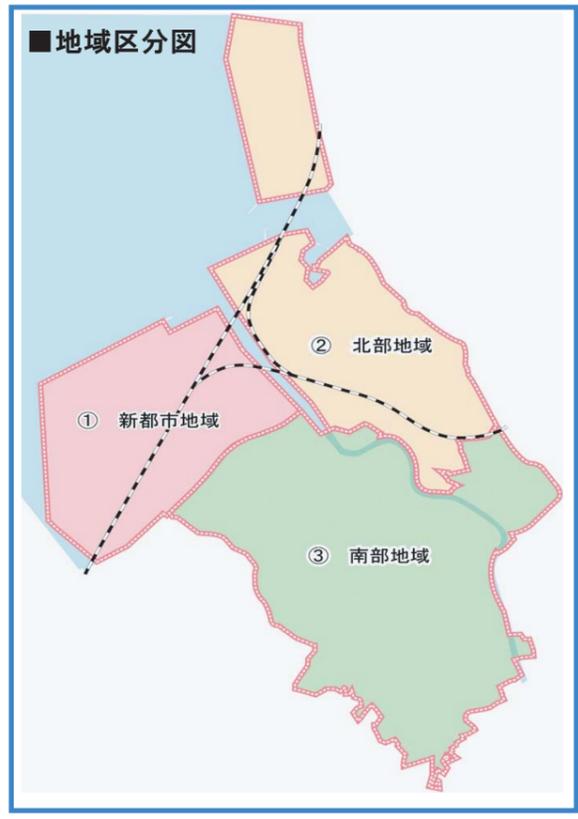
将来構想図

地域別構想について

【地域区分の考え方】
 地域別構想の策定にあたり、町民に身近な地域づくりの方針とするため、町域を一定のまとまりのある地域に区分します。

- 【地域区分の方針】**
- 都市計画上の明確な区分要素である河川として、町域を南北に二分する大東川の位置を参考にした
 - 都市が持つ機能全般を考慮し新市街地を一の地域とした
 - 用途地域が定められている地域は土地利用や道路の連続性について考慮するとともに、南部に見られる一団の農地は、現在用途地域の指定のない区域が大半を占め、総合的な土地利用誘導の方策を定める必要があるため一の地域とした

以上を踏まえ町土を
 ①新都市地域 (約191ha)
 ②北部地域 (約241ha)
 ③南部地域 (約375ha)
 の3つの地域に区分します。



新都市地域



目指すべき地域の姿
宇多津の中心としての賑わいと活気ある地域づくり

- 地域づくりの方針
- 活力ある広域的商業・業務拠点の整備を進めます
 - 良好な市街地の維持・改善と未利用地の有効活用を進めます
 - 水辺と緑を活かして地域の潤いを高めます

<p>【住宅地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市型住宅地 一般住宅地 <p>【商業・業務地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中枢商業・業務地 地域型商業・業務地 <p>【工業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存工業地 	<p>凡例 (都市施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設 観光施設 神社 鉄道駅 主要幹線道路 学校 保育所・幼稚園 公園 鉄道 歩専道
--	---

北部地域



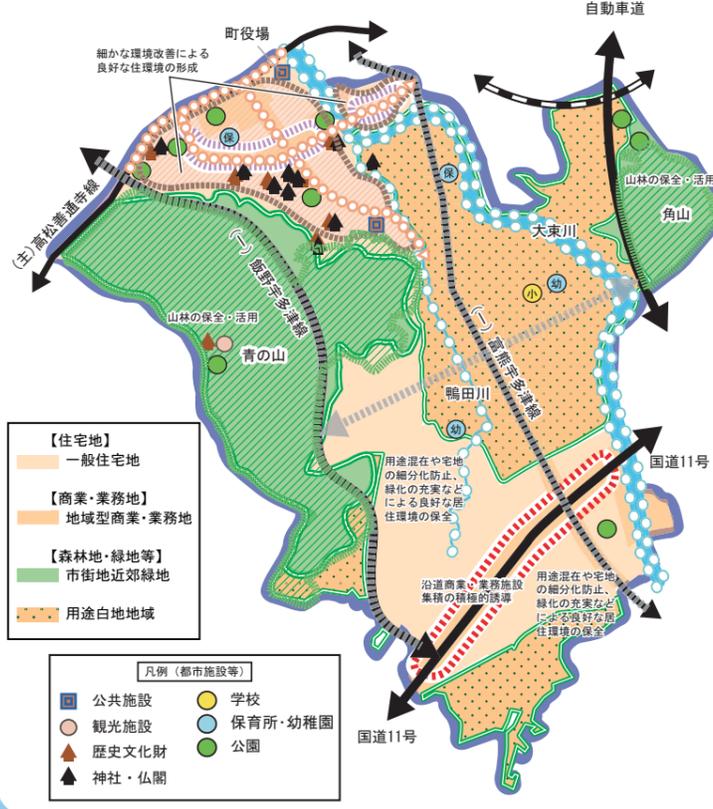
目指すべき地域の姿
働く場と住む場が調和する自然豊かな魅力ある地域づくり

- 地域づくりの方針
- 既存工業地の充実を進めます
 - 住宅地の保全・改善と利便性の向上を目指します
 - 地域の貴重な自然環境の保全を進めます

<p>良好な中低層住宅地の保全</p> <p>住宅地の改善</p> <p>良好な住宅地の形成</p> <p>住宅地と工業地の共存・秩序化</p> <p>風致地区</p>	<p>【住宅地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般住宅地 <p>【商業・業務地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域型商業・業務地 <p>【工業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存工業地 <p>【森林地・緑地等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市近郊緑地
--	---

<p>生活道路・幹線道路の改良・整備の推進</p> <p>河川空間の保全・活用</p>	<p>凡例 (都市施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設 観光施設 歴史文化財 神社・仏閣 学校 保育所・幼稚園 公園
---	---

南部地域



町南部 目指すべき地域の姿
豊かな緑に囲まれた潤いある地域づくり

- 地域づくりの方針
- 周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の形成を目指します
 - 利便性の高い商業地の形成を目指します
 - 地域生活を支える幹線道路の整備を進めます
 - 地域生活に潤いをもたらす水や緑の活用と保全を進めます

既成市街地 目指すべき地域の姿
落ちつきと趣きのある誰もが住みやすい地域づくり

- 地域づくりの方針
- 市街地の改善と既存資源の活用による定住性の高い住宅地の形成を進めます
 - 歴史・文化や自然に囲まれた落ちつきと趣きのある市街地の形成を目指します

<p>既成市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活道路網の整備 既存商店街の活性化に資する街並みの整備や生活基盤の充実 歴史資源の保全と活用 	<p>用途白地地域における良好な環境の形成・保全のための土地利用コントロール</p> <p>「都市づくりにおける基本方針」や「将来都市構造」と整合し、地域の特性に応じた道路配置等の検討・見直しに基づく幹線道路の整備</p> <p>大東川・鴨田川を中心とした潤い豊かな空間づくり</p>
--	--

基本的な考えかた

- 「生活・人とそれを支える自然環境」に重点を置いた都市づくりを目標とし、今まで蓄積されてきた都市基盤や古くからの歴史や文化等を活かすことで新たな魅力を創出し、本町で住み、働きたいと思えるような、個性が輝く都市づくりを進めます。
- 新市街地と既成市街地の役割を明確にし、多様なニーズに対応した土地利用を目指し、秩序ある市街化の誘導を図ります。また、地域の現状に応じたメリハリのある都市機能の集積を図りながら、田園環境や水辺環境等にも配慮した都市づくりを進めます。

目指すべき都市の姿

都市づくりの基本的な考え方を受け、「目指すべき都市の姿」を以下のように定めます。

自然と歴史に抱かれ、新時代に輝く都市 うたづ

都市づくりの目標と基本方針

「目指すべき都市の姿」の実現に向けた、都市づくりの5つの目標と基本方針を次のとおり設定します。

● 都市づくりの目標 ●

水や緑の環境と都市の快適性が調和した都市づくり

活発で魅力あふれる都市づくり

安心・快適に暮らせる都市づくり

ゆとりと潤いのある生活環境のもと豊かさを感じる都市づくり

町民と行政の協働による都市づくり

● 都市づくりにおける基本方針 ●

- 1 水や緑の環境と伝統的文化が調和した市街地の形成
- 2 広域交流特性を活かした賑わいある高次拠点の創出
- 3 新たな産業の創出を促す土地利用誘導や骨格的道路網の形成

- 1 海辺を中心とした潤いのある都市空間の形成
- 2 賑わいのある都市軸の形成
- 3 中枢拠点地区としての「都市の顔」の形成

- 1 すべての人が移動しやすい交通環境の構築
- 2 安全で快適な人にやさしい都市空間の形成
- 3 歩くことを重視した都市づくり

- 1 無秩序な市街化の防止や農地・集落地と調和した土地利用の推進
- 2 環境にやさしい生活基盤をもった都市づくりの推進
- 3 環境に対する負荷の少ない都市空間の創出

- 1 都市づくり情報の公開・共有
- 2 都市づくりへの町民参加のしくみづくり
- 3 町民主体の都市づくり活動に対する支援

目指すべき都市の将来像の構築に向けて

1. 実現のための基本的な取り組み

本マスタープランを実現し、「目指すべき都市の将来像」の構築に向け、以下のような取り組みを進めていきます。

● 幅広い部門との連携・調整による総合的な都市整備の推進

これからの都市づくりは、都市整備に関わる分野だけでなく、福祉、文化、教育、防災や治安等、様々な分野との関連性をもって進めていく必要があることから、今後は、幅広い部門との連携や調整を図りながら、総合的かつ計画的な都市整備を推進していきます。

● 既存の施設を有効活用した効率的な都市整備の推進

これまで整備されてきた建物や基盤施設等を十分に維持・活用するものとし、限られた財源を有効かつ効果的に活用していくために、整備の必要性や緊急性、事業化への熟度、費用対効果等について総合的・客観的な視点から優先順位等について慎重に検討し整備を進めていきます。

● 町民と行政のパートナーシップの構築

計画づくりの段階での町民参画など、幅広く町民の意向が反映される仕組みづくりを進めます。また、町民に身近な地区レベルの都市づくりについて、計画やルールづくりだけでなく、その実現に向けた町民の自主的・主体的な取り組みを支援する仕組みづくりを進めます。

● 周辺自治体や関係機関等との連携と調整

公共施設の整備や土地利用の規制・誘導等については、より広域的な観点による事業の推進が求められることから、国、県、周辺自治体、及び関係機関等との連携や調整を密に図っていきます。

2. 地域レベルでの都市づくりの推進にむけて

本マスタープランを実現し、地域別構想に示す「目指すべき地域の将来像」の構築に向け、以下のような取り組みを進めていきます。

● 地区レベルでの都市づくりの推進

今後は、地域のつながりを大切にするとともに、町民に身近な地区レベルでのきめ細やかな都市づくりが重要になります。よって、必要に応じた町民主体の計画づくりや事業の推進に対する支援を行っていきます。

● 町民相互の連帯感の醸成に寄与する都市づくり支援体制の確立

町民参画による地域・地区レベルの都市づくりを支援するための組織とシステムづくりを進めます。特に、新都市地域では、都市化の進展に伴い地域の人々のつながりも希薄となっています。今後は、自治会組織、地域や世代間の交流活動を活性化し、連帯感の醸成に寄与できる支援体制の確立を目指します。

3. その他都市づくりの推進にむけて

● 都市整備のルールづくり

町民参加による地域レベルでの都市づくりの推進、地区計画の活用、生活環境の改善、良好な都市景観の形成や山林等の自然環境の保全・活用など様々な事項について、新たな条例の制定等も視野に入れた町独自のルールづくりを進めます。

● 都市計画マスタープランの見直し

社会・経済情勢や地域の実態等の変化により本マスタープランの見直しの必要性が生じた場合には、これからの都市づくりの主体となる町民と行政の協働により見直しを行います。

お問い合わせ

宇多津町役場 建設課

〒 769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

TEL (0877) 49-8012

FAX (0877) 49-8016